

3月下旬スタート!

# 健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

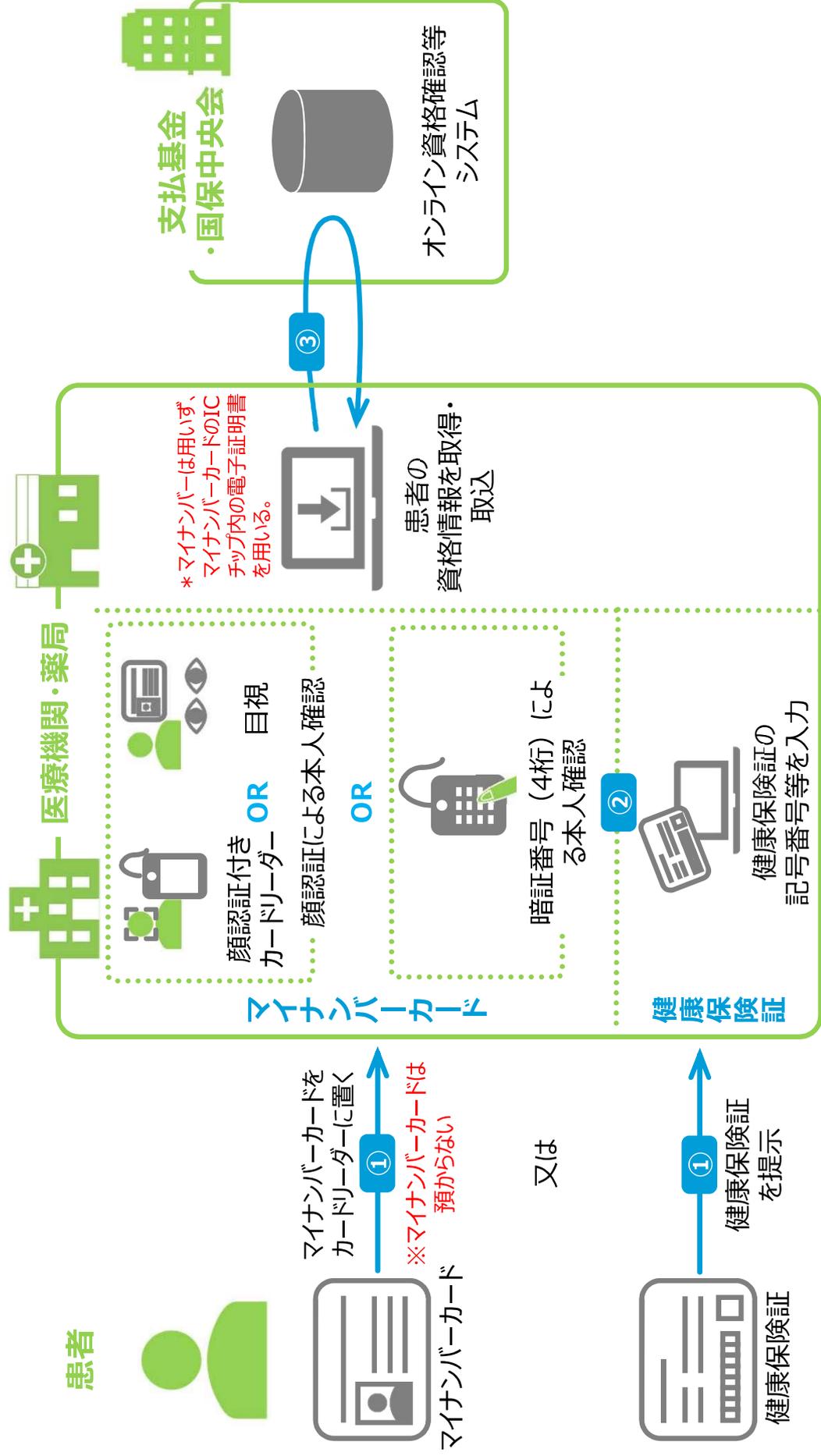
【医療機関・薬局の方々へ】

令和3年2月  
厚生労働省保険局

# 1. オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

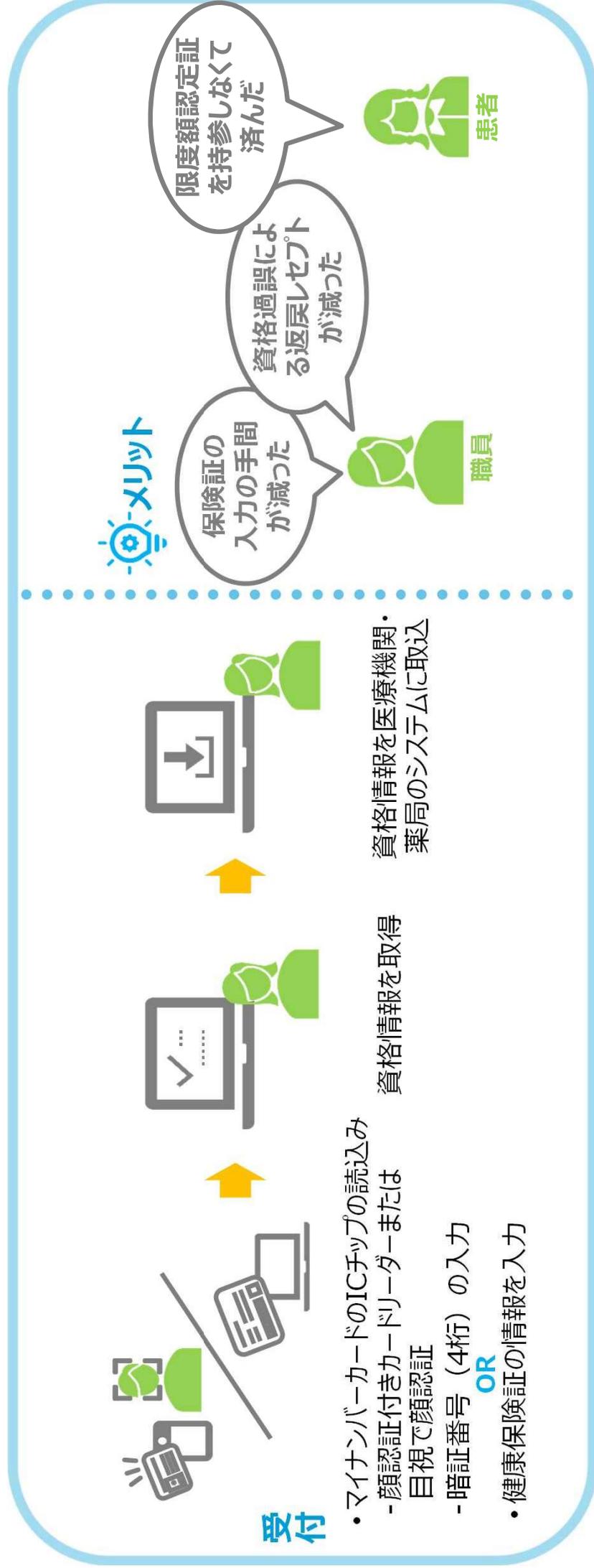
オンライン資格確認では、**マイナンバーカードのICチップ**または**健康保険証の記号番号等**により、オンラインで資格情報の確認ができます。

令和3年3月からマイナンバーカードを持参し、保険資格の確認をする患者が増えています。全ての患者が診療等を受けられるよう準備をお願いします。



## 2. 医療機関・薬局で変わること①

- オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになります。
- 保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻が減ります。また、窓口の入力の手間も減ります。

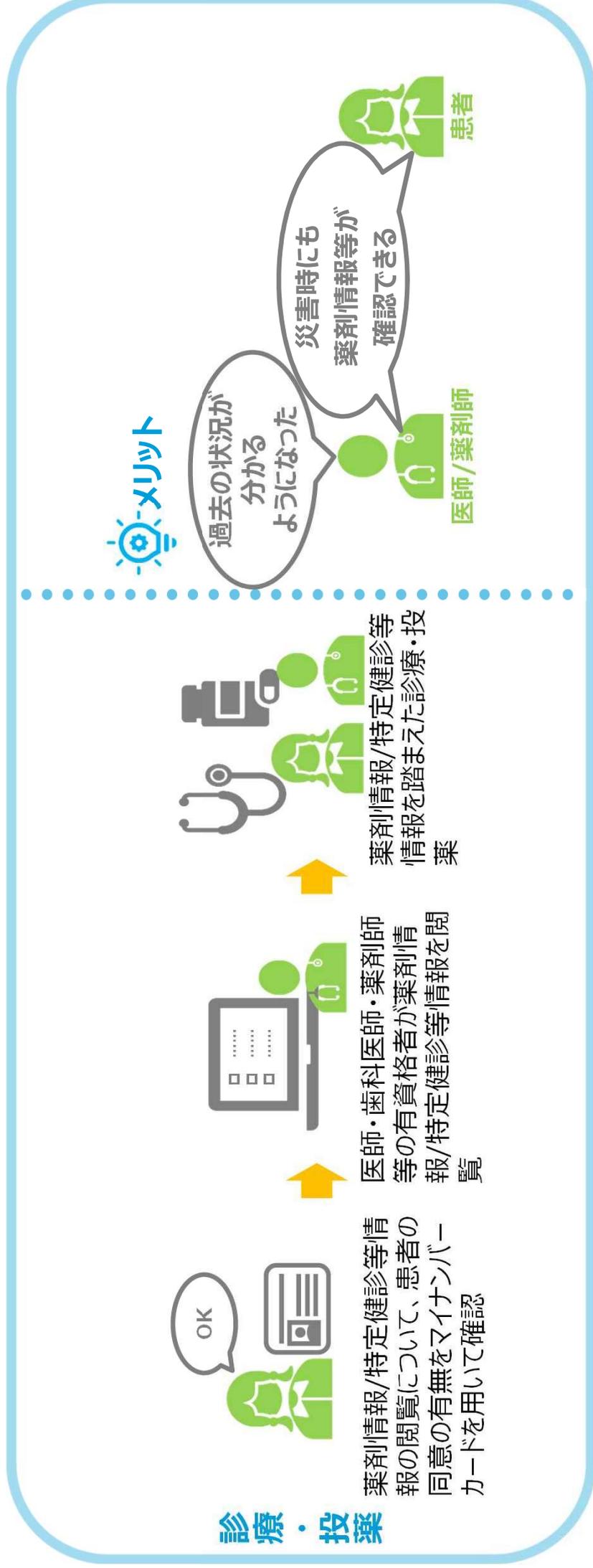


※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象ならず、引き続き検討することとしています。

## 2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。

マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、薬剤情報や特定健診等情報を医療機関等で閲覧することが可能となります。

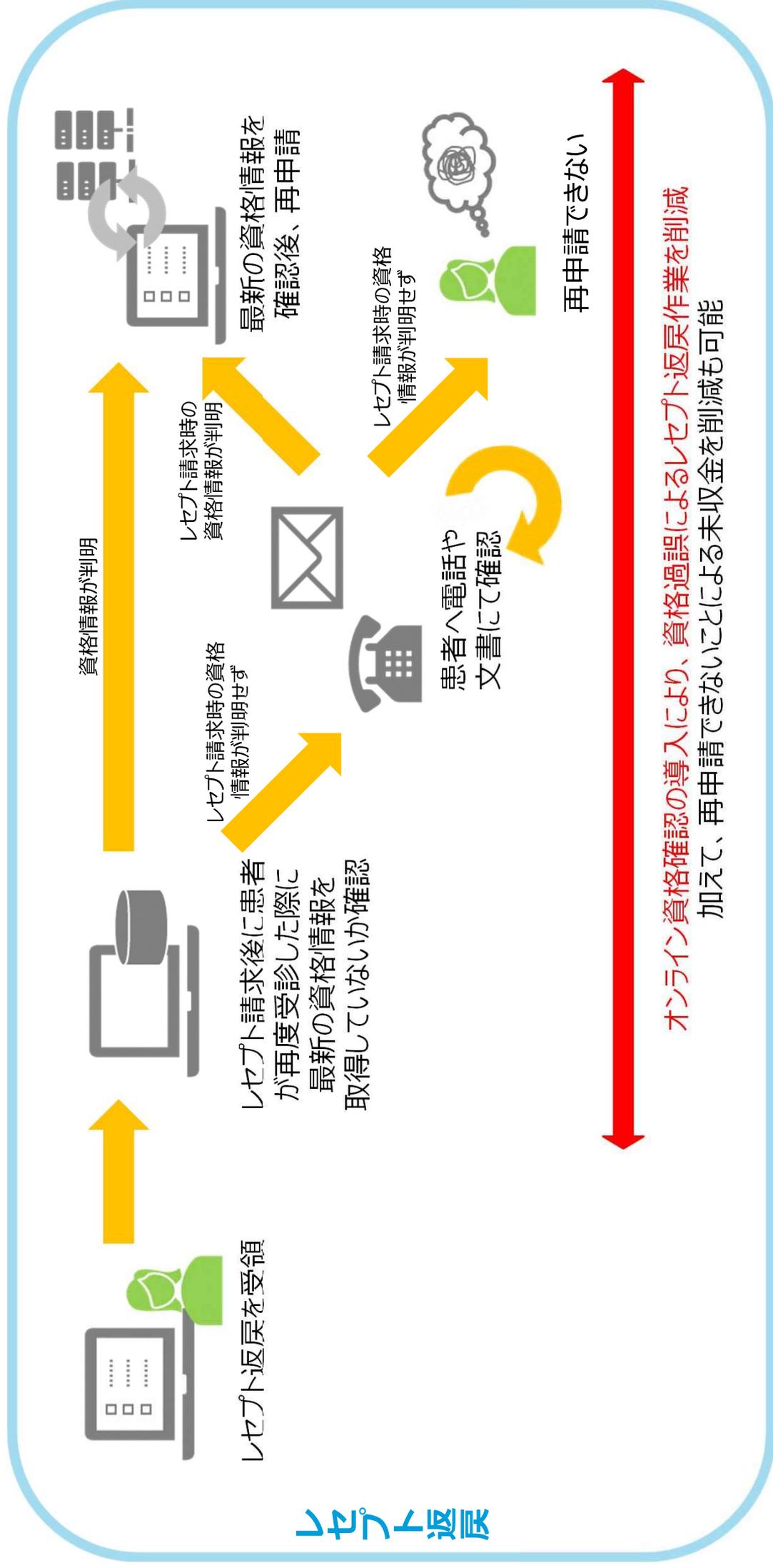


※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報のことです。

### 3. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



### 3. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは**最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます**。保険証でも、**最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます**。

患者情報		登録	
シメイ	性別	資格確認日	
氏名	生年月日	年齢	
保険者番号	保険者名	郵便番号	
記号・番号・枝番	住所		
患者区分	電話番号1		
資格取得年月日	交付年月日		
有効期間	～		

健康保険証

健康保険証は  
最小限の情報を入力

オンライン資格確認		完了	
保険者番号	12345		
記号・番号・枝番	1234	5678910	01
生年月日	昭和45年	1月	1日
資格確認日	令和元年11月1日		

有効な場合  
保険資格情報  
を取得



マイナンバーカード

マイナンバーカードでは最新の保険資格  
情報を自動的に取得

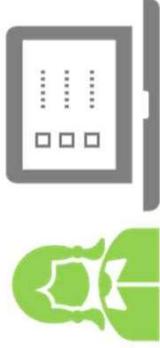
患者情報

登録

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-45
記号・番号・枝番	1234		5678910	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合		本人	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	～	電話番号2	XXX-XXX-XXX
有効期間	平成28年7月1日		令和4年7月1日		

### 3. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。



照会したい患者の  
リストを作成

＜一括照会リストイメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x

＜一括照会結果イメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※
...	...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※

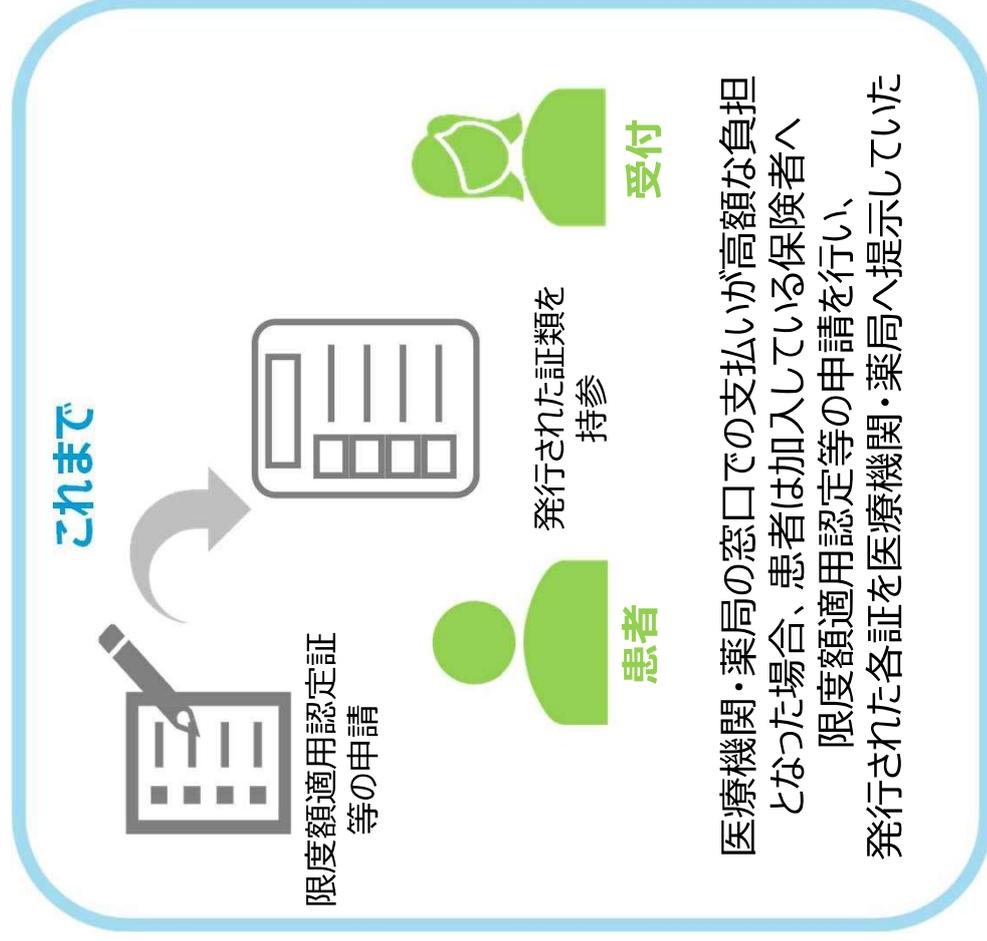
健康保険証の  
記号番号等で照会

※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等  
※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

### 3. メリット：限度額適用認定証等の連携①

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、**加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得**でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



### 3. メリット：限度額適用認定証等の連携②

#### 限度額適用認定証等情報とは

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する情報

#### 医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

証の種類	概要	表示内容
高齢受給者証	70歳以上75歳未満の高齢者について、一部負担割合を表す証	一部負担金の割合
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担限度額)

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分。適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定される認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

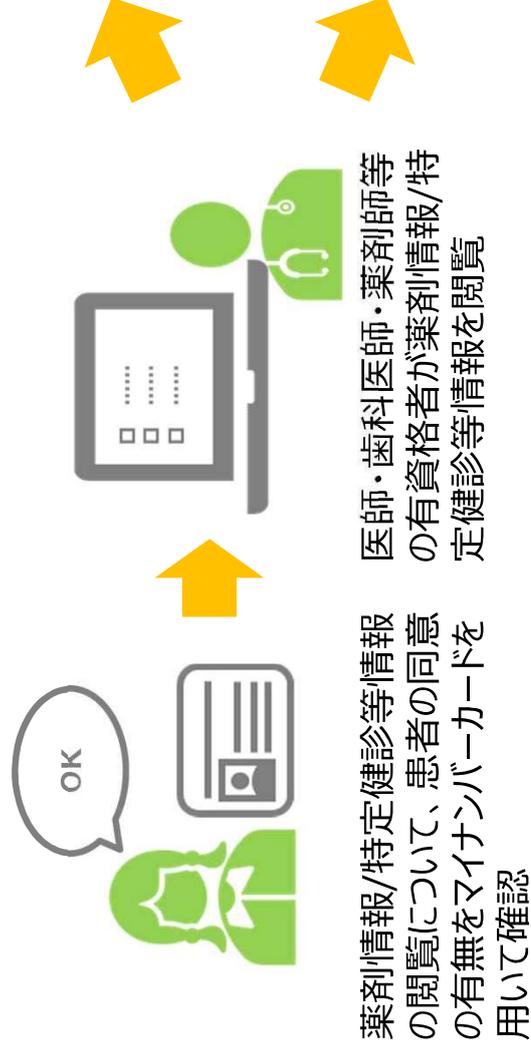
- ②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が認める者に係るものに限る）

### 3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、**患者の薬剤情報・特定健診等情報**を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、**有資格者等**が閲覧します。

※ 特定健診等情報は令和3年3月から、薬剤情報は令和3年10月から閲覧可能。

＜閲覧イメージ＞



#### 有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システム」の安全管理に関するガイドラインより、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

薬剤情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
診療月/日	人/外/周	処方箋の場合 調剤日	用法	特別指示	内服/点滴/外用/ 注射	薬剤名(商品名)	薬剤名(一般名)	数量 単位	回数	単位	数
10月 外来	5日	-	-	-	内服	初スタ-D錠20mg	アモキシシリン錠	2錠	7	錠	7
10月 外来	5日	-	-	-	内服	プロリス錠12.12mg	カンチタンシキセル錠	1錠	7	錠	7
10月 外来	5日	-	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン吉草酸エステルゲルマインゲルマイン軟膏 塩酸軟膏	5g	1	管	1
10月 外来	5日	-	-	-	注射	リナミンF10注	リズルチジン塩酸塩注射液	1管	1	管	1
10月 調剤	6日	1日1回朝食 後	6日	-	内服	アークスト錠10mg	カルベドロール錠	1錠	23	錠	23
10月 調剤	6日	-	6日	痛みが強い 際1日2 錠	点滴	ロキソプロロンNa錠50mg	ロキソプロロンナトリウム水和物錠	23錠	1	錠	23
10月 調剤	18日	1日3回食後	18日	-	内服	コナゼンカプセル10mg	コナゼンカプセル	3カプセル	23	カプセル	23
10月 調剤	30日	1日1回夕食 後	30日	-	内服	エースコール錠2mg	チモカルビル塩酸塩錠	1錠	23	錠	23
11月 入院	5日	-	-	-	内服	リナミンF10注	リズルチジン塩酸塩注射液	2錠	1	管	1

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

特定健診情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
身体計測	身長	170.08	血中脂質検査		中性脂肪	140					
	体重	63.6	HDLコレステロール		125						
	腹囲	79.5	LDLコレステロール		154						
血圧等	BMI	21.8	空腹時血糖		97						
	血圧	67~106	HbA1C		5.1						
肝機能検査	GOT(AST)	23	随時血糖		120						
	GPT(ALT)	22	CRP		0.07						
	LDH	160	RF定量		3未満						

### 3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧②

#### 特定健診情報とは（特定健診とは）

特定健診とは、生活習慣病(糖尿病等)の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者が40歳以上(74歳以下)の加入者に対して実施する健康診査。特定健診情報はこの特定健診の結果の情報。(75歳以上の者については後期高齢者健診情報)

#### 医療機関で同意した場合に閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者健診においては存在しない。

- 受診者情報  
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 特定健診結果情報 (※)  
(診察(既往歴等)、身体計測、血圧測定、血液検査(肝機能・血糖・脂質等)、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果)
- 質問票情報 (服薬・喫煙歴等) (※)
- メタボリックシンドローム基準の該当判定 (※)
- 特定保健指導の対象基準の該当判定 (※)

※ 令和2年度以降に実施し順次登録された過去5年間分の情報が閲覧可能。

#### 閲覧が可能となった場合に診療に及ぼす影響

- かかりつけの医療機関以外でも(災害時や旅先)、別の医療機関で患者の情報を確認することができ、より適切で迅速な検査、診断、治療等の実施が可能に
- 複数医療機関を受診する患者の情報を集約して把握でき、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- 患者が医療従事者からの問診・確認へ対応する負担の軽減につながる(医療従事者側の負担軽減や対面診療の時間短縮にも資する)

#### 薬剤情報とは

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト(電子レセプト)から抽出した薬剤の情報。

#### 医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者においては存在しない。

- 受診者情報  
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 薬剤情報 (※)  
(調剤年月日、処方医療機関識別、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)

※ 令和3年9月診療分のレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出を開始し、過去3年間分の情報が閲覧可能。

#### 閲覧に同意

# 3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧③

来院

本人確認

※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

①マイナンバーカードを置く  
【患者】



②本人確認方法を選択  
【患者】

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

③顔の撮影、又は暗証番号を入力  
【患者】

顔を枠内に入れてください。

暗証番号を入力してください。

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

④薬剤情報・特定健診情報の閲覧同意を選択  
【患者】

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使われます。

同意する

同意しない

(40歳以上対象)  
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使われます。

同意する

同意しない・40歳未満の方

完了

⑤資格確認等が完了  
【患者】

●××様  
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方はこちら

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

⑥提供する情報（限度額情報等）を選択  
【患者】

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

選択した場合

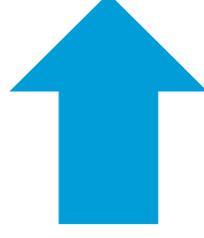
### 3. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報の閲覧ができます。

(災害時)

- ・薬を家に置いて避難してきた...
- ・避難所で持ってきた薬を飲みきってしまった...
- ・かかりつけ医以外のところで受診することに...



薬剤情報の閲覧により、  
よりよい医療を提供できる



## 4. 顔認証付きカードリーダーとは

- 顔認証付きカードリーダーとは、オンライン資格確認を行う際に必要となる機器のことで、マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。



富士通Japan株式会社



パナソニック システム  
ソリューションズ ジャパン  
株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーの  
カタログページはこちら  
**動画もあります！**



顔認証で本人確認ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診等情報閲覧の同意ができます  
限度額適用認定証等に係る同意ができます



健康保険証利用の申込（初回登録）ができます

## 4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その1）

### 機器に係る主な要件の詳細

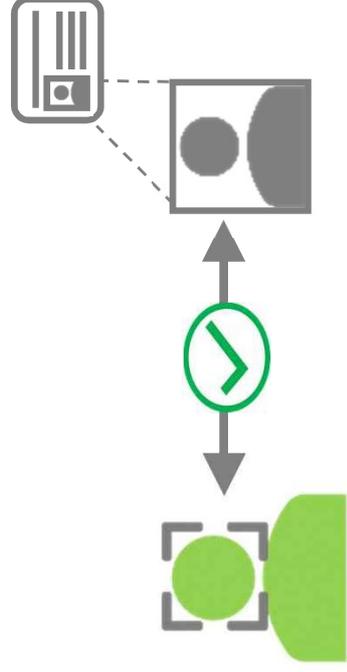


顔認証を行う上で十分な画質を担保したカメラ、タッチパネル対応の液晶ディスプレイ等を装備。セキュリティ対策として、のぞき見防止等を実施。

#### <仕用例>

- 画面サイズは**5インチ以上**
- タッチパネルで操作可能
- **のぞき見防止の対策実施**

### 顔認証機能



顔の特徴点等を分析し  
同一人物であることを照合

**患者の顔をカメラで撮影したものとマイナンバーカードから抽出した顔写真**で本人であることを照合。顔認証の照合率として、高い水準を満たしている顔認証エンジンを搭載。

#### <仕用例>

- 顔認証の精度は誤合致率※（FMR）0.01%の時に誤非合致率※（FNMR）0.6%以下

※ FMRとは本人と異なる顔で照合した結果の内、同じ顔と判断される確率のこと。  
FNMRとは本人の顔で照合した結果の内、異なる顔と判断される確率のこと。

## 4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その2）

### セキュリティ



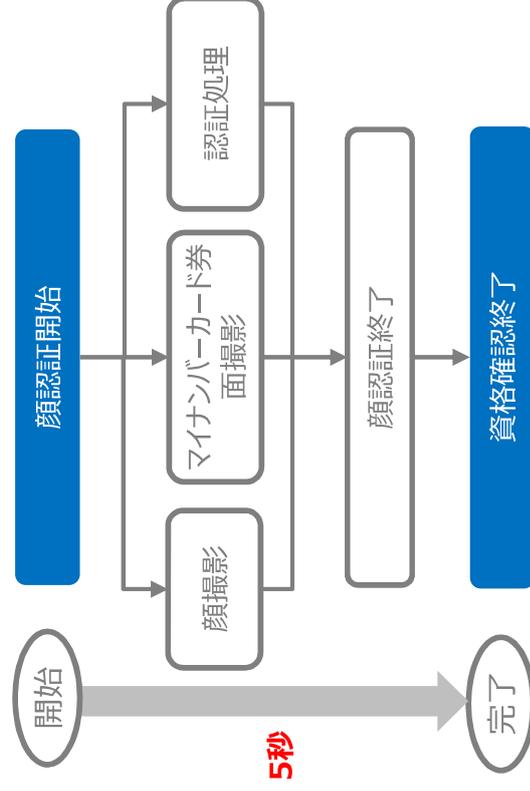
資格確認端末等への保存不可  
(認証処理後、消去)

顔写真データ等の認証処理に関連するデータは、**保持せず消去**し、データの取り出しは不可の仕組み。また、操作ログ等を出力し、処理の証跡を残す。

<仕様例>

- 認証処理に関連するデータは認証処理終了時に自動的に消去
- 操作ログやエラーログを出力
- メモリダンブやデバッグモードは使用不可

### システム処理に係るレスポンス



顔認証時間やマイナバンカードの券面スキャン時間等のレスポンス時間について、並列処理を行う等により短縮化を実施。

<仕様例>

- 顔認証開始から資格確認終了まで、**原則、5秒以内**

# 5. 準備作業について

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。

顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダ（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者）の現地作業までに期間を要するため、お早めにポータルサイトでのお申し込み/システムベンダへの発注をお願いします。



1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

▶ポータルサイトで申請

医療機関等向けポータルサイトで簡単お申し込み



1 見積依頼

▶システムベンダに依頼

見積依頼項目※

- ①各種機器の導入・設定
- ②システムの改修・動作確認
- ③ネットワークの設定・疎通確認

2 発注

▶システムベンダに発注

導入準備

1 オンライン資格確認利用申請

▶ポータルサイトで申請

2 機器納品/設定

▶システムベンダにて設定

3 運用テスト

▶システムベンダにてテスト

運用準備

1 受付業務等の変更の確認

▶各医療機関・薬局で対応

2 患者向け揭示の準備

(個人情報保護の利用目的の例示等)

▶各医療機関・薬局で対応

導入完了後

1 必要書類の受領/準備(納品書等)

▶システムベンダから受領

2 補助金申請

▶ポータルサイトで申請



## 5. 準備作業について

- レセコン等を導入しておらず、相談先がわからない方は、医療機関等向けポータルサイト掲載の「**オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先**」をご確認ください。
- その他詳細は、「**準備作業の手引き**」をご覧ください。  
(厚労省ホームページ、医療機関等向けポータルサイトに掲載)

ひとくらし・みらいのMHLW  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年3月スタート

オンライン資格確認導入に向けた  
準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和3年1月  
厚生労働省保険局

オンライン資格確認の  
導入にご協力ください!

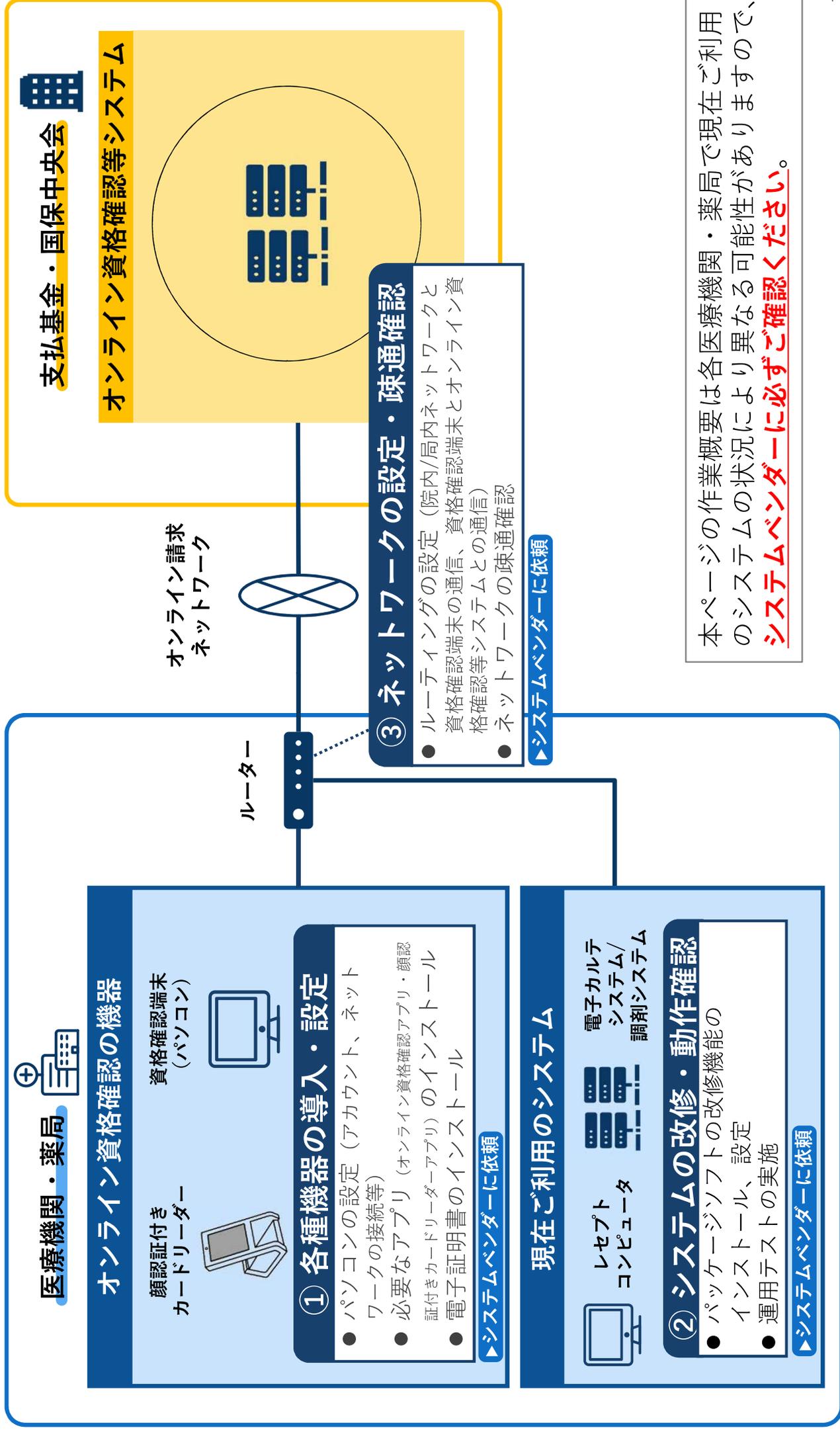
令和3年1月所成更新※

※ 適宜、最新版に更新しています。



# 〈参考〉システムベンダーに依頼いただく作業概要

○ 導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。下記を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いします。



## 6. まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

**最新の情報をお届け**することができます。また、このポータルサイトで**必要な手続き**を行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係  
医療機関等向けポータルサイト

アカウント登録  
アカウント登録  
利用申請・補助申請  
アカウント登録  
アカウント登録

▼ まずはここをご覧ください

① 顔認証付きカードリーダー-カメラログイン

初めてオンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。まずは利用申請・補助申請の必要をご覧ください。

利用申請・補助申請される方  
Application for use and assistance

② 顔認証付きカードリーダー-カメラログイン  
③ オンライン資格確認補助金申請  
④ オンライン資格確認補助金申請  
⑤ オンライン資格確認補助金申請  
⑥ オンライン資格確認補助金申請  
⑦ オンライン資格確認補助金申請  
⑧ オンライン資格確認補助金申請  
⑨ オンライン資格確認補助金申請

よくあるお問い合わせ (FAQ)  
Frequently Asked Questions

1. 顔認証付きカードリーダー-カメラログインについて  
2. オンライン資格確認補助金申請について  
3. オンライン資格確認補助金申請について  
4. 顔認証付きカードリーダー-カメラログインについて  
5. オンライン資格確認補助金申請について  
6. 当サイトの利用申請について  
7. オンライン資格確認補助金申請について  
8. オンライン資格確認補助金申請について  
9. その他のお問い合わせ

### アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー-申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/>



オンライン資格確認 検索

お問い合わせ先：医療情報化支援基金  
[contact@iryohokenjyoho-portal.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portal.jp)  
☎ 0800-080-4583 (通話無料)  
平日 8:00~18:00  
土曜日 8:00~16:00

※ お電話でのお問合せは、混み合う場合がございます。メールでのお問合せを推奨します。

## 7. 顔認証付きカードリーダーの申込受付中

医療機関等向けポータルサイトで、導入したい機種を選んでお申し込み下さい。  
顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修が必要です。各ベンダにお問い合わせ下さい。

※どのカードリーダーでも、資格確認端末を導入いただければ、各医療機関が導入しているレセプトコンピュータと連携することができます。



富士通Japan株式会社



パナソニック システム  
ソリューションズ ジャパン  
株式会社



株式会社アルメックス



顔認証付きカードリーダーの  
カタログページはこちら  
**動画もあります！**

### レセプトコンピュータ等の改修・ オンライン資格確認端末等の導入

相談先

現在、使用しているレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

### ネットワーク構成の変更

相談先

現在、使用しているレセプトオンライン請求のネットワークの事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

# マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」について

10/30田村厚労大臣  
閣議後会見時配布

- 厚生労働省は、令和3年3月末に医療機関・薬局の**6割程度**で、**オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）**の実施に必要な顔認証付きカードリーダーが導入されることを目指している。
- このようなか、足元の顔認証付きカードリーダーの申込率は15.3%にとどまっている（10月18日時点）。
- そのため、厚生労働省は6割普及目標の早期達成を目指して、**新たな「加速化プラン」**を実行する。

## 1 医療機関等への更なる導入支援

- 多くの患者が来院する**公立・公的医療機関等**における顔認証付きカードリーダーの申込率を毎週公表し、**導入状況を「見える化」**する
- 病院（約0.8万施設）、医科診療所（約8.9万施設）、歯科診療所（約7.1万施設）、薬局（約6.0万施設）への導入を支援するため、ベンダへの見積もり適正化を依頼するとともに、**追加的な財政補助を検討し、早急に結論**を出す

## 2 マイナンバーカードの保険証利用申込の更なる促進

- 生涯で一回のみ必要となるマイナンバーカードの**健康保険証利用の申込みのアクセスポイントを増やす**
- 多くの方が日常利用する保険薬局について、**説明会や課題ヒアリング等の接点を増やすなど働きかけを強化し**、保険薬局が**マイナンバーカードで様々な手続き（健康保険証利用申し込みなど）**ができる拠点となるよう進めていく

## 3 訪問看護等におけるオンライン資格確認のあり方に関する検討

- 令和5年3月末までに、医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの普及とマイナンバーカードの健康保険証利用が進むことを見据え、**訪問看護や柔道整復・あんま・はり・灸におけるオンライン資格確認のあり方について検討**する

# 「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について

- マイナビカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては、令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、「**令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**」こととする。

## 【見直し前】

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用への 補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その3/4を補助
	基準とする事業額 210.1万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 200.2万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 190.3万円を上限に、 その1/2を補助		
	基準とする事業額 210.1万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 200.2万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 190.3万円を上限に、 その1/2を補助		

## 【追加的な導入支援策】

その他の費用  
の補助内容

基準とする事業額210.1  
万円を上限に、実費補助

基準とする事業額200.2  
万円を上限に、実費補助

基準とする事業額190.3  
万円を上限に、実費補助

基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助

※ **令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局**を対象とする

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、  
③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

# オンライン資格確認の開始に向けた取組について

- 医療機関・薬局の窓口において患者の直近の医療保険資格を確認できるようにするとともに、特定健診等の情報を閲覧可能とする「オンライン資格確認」については、円滑な実施とシステムの安定性を確保するため、一部医療機関・薬局におけるテスト運用を行ったうえで、
  - ・ **3月上旬（3/4（木）頃を想定）** から500機関程度で、**本番環境下でプレ運用**を行い、
  - ・ **3月下旬から本格開始**する。
- プレ運用等の状況を、医療機関等への準備支援や国民への周知広報に活用していく。  
また、追加的な財政支援策が「**3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局**」を対象としていることを踏まえ、引き続き、意向調査を行いつつ、周知と申込勧奨を行っていく予定。

## 【利用開始までのスケジュール】

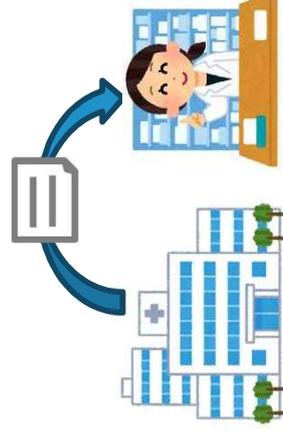


## 8. オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

### 今後拡大予定の機能

- ・ 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診等情報のみですが、**対象となる情報を拡大**します。(令和4年夏を目標)手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とし、**電子処方箋の仕組みを構築**します。(令和4年夏を目標)紙の受け渡しが必要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)が可能となります。
- ・ **閲覧・活用できる健診等を拡大**します。
- ・ 現在対象になっていない**生活保護受給者の医療券**も対象にする(令和5年度中)など順次対象を広げていきます。
- ・ **モバイル端末でのオンライン資格確認**も検討しています。(令和2年度研究事業)



オンライン資格確認には以下の特徴があり、**データヘルスの基盤**となっています。

- ① 全国の医療機関・薬局と安全かつ常時接続されています
- ② 医療情報を個人ごとに管理しており、本人の情報を確実に得ることができます
- ③ 患者の同意を確実にかつ電子的に得ることができます

## <1. オンライン資格確認とは>

### Question

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. 健康保険証でも受診できます。

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

### Answer

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

## <1. オンライン資格確認とは>

### Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

A. 資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。

また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。

今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

### Answer

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナンバーで保険証利用の申込をすることが必要です。  
なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。

Q. 薬局において、患者本人、家族以外の訪問介護員や知人などが薬を受け取りにきた場合はどうすればよいでしょうか。

A. 処方箋を用いてオンライン資格確認を行うことが基本となります。  
マイナンバーカードの暗証番号については、みだりに他人に教えないようお願いをしておりますので、その範囲内での対応をお願いできればと思います。

## <2. 医療機関・薬局で変わる事>

### Question

Q. マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはありますか？

Q. 「窓口でマイナンバーカードは預からない」とのことですが、障害のある方などへの介助をする際にも認められないのでしょうか。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れてたらのようにしたらよいですか？

Q. マイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

Q. 医療機関・薬局内で患者のマイナンバーカードを拾得した場合はどうすればいいですか。保管義務はかかるのでしょうか？

### Answer

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。  
患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合にはカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

A. 患者の方のご希望により、ご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。  
もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

A. 医療機関内で拾得したマイナンバーカードについては、施設内における拾得物（財布や免許証等を落とした場合）と同様の対応となります。拾得したマイナンバーカードを警察に届け出る、あるいは本人に連絡をして返却するまでの間、一時的に預かることは特定個人情報の収集・保管制限に違反しません。

### < 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安 >

#### Question

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、**ポータルサイトにアカウント登録**いただければ、**順次必要なお知らせ**をします。併せて、**システムベンダ等に改修費用の見積を依頼**してください。

#### Answer

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか？

A. システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行っていただくこととなりますので、医療機関・薬局における導入作業後である**2月以降**となります。（事前申請ではなく、精算払いとなります。）

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

A. **オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能**です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

## < 4. 資格確認端末について >

### Question

Q. 推奨しているOSを「Windows LTSC」に限定している理由は何な  
ぜですか？

### Answer

A. オンライン資格確認等システムの資格確認端末では、**Windows OSのサポート期間が10年間と長いLTSC版を推奨OSとしていま  
す。**

これは、LTSC版は、機能更新は行われず、セキュリティパッチが Microsoftから10年間提供されるため、医療機関・薬局側に負担をかけずOSのセキュリティ維持を行うことができ、安全にオンライン資格確認等システムと接続いただけるため採用しています。

Q. Windows10 Pro等のOSを  
利用することは可能ですか？

A. Windows10 Pro等、LTSC版以外のOSを選択する場合には、医療機関・薬局にて必要なセキュリティ対策を行い、システムベンダーにてセキュリティパッチや機能更新パッチの適用を適切に実施することを  
お願いしています。

## 9. Q&A

<参考：マイナンバーカードについて>

### Question

Q. うら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？

A. マイナンバーを見られても、他人はあなたになりずまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続では、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。

### Answer

Q. ICチップ部分にはプライバシー性の高い情報は記録されないのですか？

A. ICチップ部分には、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。健康保険証として使えるようになっても、特定健診結果や薬剤情報がICチップに記録されることはありません。

※ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、情報を利用するために暗証番号が必要です。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

Q. マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

A. キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。ただし、失くさないように注意してください。万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

### 【参考】

[https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/security\\_quiz/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/security_quiz/)

[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019\\_difference.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_difference.pdf)

[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019\\_security.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_security.pdf)

## 参考：マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要**です（原則、**生涯1回のみ**）。
- 3月以降、医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単にを行うことができますが、**医療機関等において待ち時間が発生することを防ぐため、あらかじめ手続きしておいていただくことをお願い**しています。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、PC+ICカードリーダー）を用いる必要があります。  
その他、**セブン銀行のATM（3月開始予定）**や**一部チェーン薬局の窓口**でも申込が可能となる予定です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が所持している場合

### ▶ 「マイポイントアプリ」をインストールして申込み

インストールした「マイポイントアプリ」にてマイポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込（一括登録）を行う。

マイポイントアプリ



マイナンバーAP



- ・マイナンバーカード読み取り可能機種  
iPhoneの場合：iPhone7以降  
Android端末：81機種

（2019年8月31日現在）



カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合

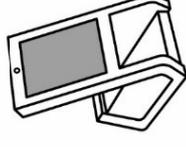
### ▶ 各市区町村において設置するマイナンバー用端末等から申込み

各市区町村において設置するマイナンバー用端末等から、マイナンバーにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナンバー用端末



顔認証付きカードリーダー



### ▶ 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み（予定）以降

医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから、マイナンバーにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

※ その他、**セブン銀行のATM**や**一部チェーン薬局の窓口**でも申込が可能となる予定

# 参考：マイナンバーカードと健康保険証

## マイナンバーカード

表面



裏面

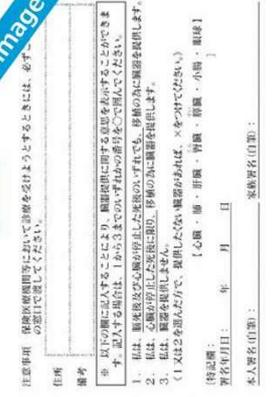


## 健康保険証

表面



裏面



### 券面

### 記載項目

氏名 (漢字)	氏名 (漢字)
生年月日※1	生年月日
性別	性別
住所	住所記入欄
顔写真	備考記入欄※2
電子証明書の有効期限 (西暦)	臓器提供意思表示欄
製造番号 (16桁)	
セキュリティコード (4桁)	
サインパネル領域※2	
臓器提供意思表示欄	

被保険者証記号 (7・8桁)・番号・枝番 (2桁)	資格取得年月日
事業所名称※4	事業者番号 (6~8桁)
保険者名称	保険者所在地
被保険者氏名 (被扶養者のみ記載)	交付年月日

- ※1 日本人は和暦、在日外国人は西暦
- ※2 券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報に記載 (引越した際の新住所など)
- ※3 ICチップに記載される情報は以下
  - ① 券面記載事項 (氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など)
  - ② 総務省令で定める事項 (公的個人認証に係る「電子証明書」等)
  - ③ 市町村が条例で定めた事項等
- ※4 保険者により記載有無は異なる

### 凡例

記載項目
健康保険証のみの記載項目